

京都生活協同組合行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定します。

(1) 計画期間

2020年3月21日から2022年3月20日までの2年間とします。

(2) 内容（目標と対策・実施時期）

目標① 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にします。

男性職員・・・期間内に1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率90%以上を維持すること。

《対策》

- 2020年4月から年1回、第1四半期に広報活動を行います。

目標② こども参観日を実施し、親子の相互理解を深めていく場とします。

《対策》

- 2020年4月から年1回、夏休みを利用して実施し多くの職場で参加してもらうようにチラシやポスターで呼びかけます。

以上